

政令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項第二号、第二十四条の七第一項及び第二十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三千万円」を「四千万円」に改め、同条ただし書中「四千五百万円」を「六千万円」に改める。

第七条の四中「三千万円」を「四千万円」に改め、同条ただし書中「四千五百万円」を「六千万円」に改める。

第二十七条第一項中「二千五百万円」を「三千五百万円」に、「五千万円」を「七千万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢の変化に鑑み、特定建設業の許可を必要とする一件の建設工事についての下請代金の額等を引き上げる必要があるからである。